

廃減審第2号
令和2年5月29日

横手市長 高橋 大様

横手市廃棄物減量等推進審議会

会長 黒政 和子



○ 横手市廃棄物減量等推進審議会への諮問について（答申）

令和2年5月21日付け、生第496号で貴職より諮問のありました案件について、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第2項の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

○ 記

1. 一般廃棄物収集運搬業（ごみ・粗大ごみ）の新規許可について
原案は妥当であると判断する。
なお、決議の結果や意見等は別添のとおりである。

以上



横手市廃棄物減量等推進審議会への諮問事項に関する書面決議の結果

1. 案件名

「一般廃棄物収集運搬業（ごみ・粗大ごみ）」の新規許可について

2. 書面決議への提出結果（横手市廃棄物減量等推進審議会委員総数 19名）

書面決議書提出者数 19名

書面決議書未提出者数 0名

3. 決議の結果

「一般廃棄物収集運搬業（ごみ・粗大ごみ）の新規許可について」の原案に

賛成 19名

反対 0名

4. 決議において付された意見、理由等

[賛成意見]

- 申請者は、条例を遵守していない項目が多すぎる。
- 申請者は、過去に不正行為を行った業者であり、不誠実な行為であるので許可は認めない。
- 地域において充足しているのであれば新規に必要ないと思われる。
- 不正で刑事告訴された事業所をもう一度許可するのはいかがなものかと思う。別の道で頑張ってもらいたい。
- 過去に不正行為を行っており、その後も生活環境課の立入検査において関係法令を遵守していない状態であるため新規許可には反対する。
- 横手市の指導方針にも従わず、しかも違法行為も認められた業者に許可を出すという道理はないと思う。

[その他の意見]

- 市民の意見を聞き、まんべんなくごみ収集をしてもらいたいと思う。